

## 相談窓口(受託機関名)

【北海道】北海道事業承継ネットワーク事務局  
((公財)北海道中小企業総合支援センター)  
011-232-2014

【青森県】青森県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)21あおり産業総合支援センター)  
017-732-3530

【岩手県】岩手県事業承継ネットワーク事務局  
(盛岡商工会議所)  
019-601-2116

【宮城県】宮城県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)みやぎ産業振興機構)  
022-722-3895

【秋田県】秋田県事業承継ネットワーク事務局  
(秋田県商工会連合会)  
018-838-0535

【山形県】山形県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)山形県企業振興公社)  
023-647-0664

【福島県】福島県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)福島県産業振興センター)  
024-954-4162

【茨城県】茨城県事業承継支援ネットワーク事務局  
(水戸商工会議所)  
029-297-1106

【栃木県】栃木県事業承継ネットワーク事務局  
(宇都宮商工会議所)  
028-612-3998

【群馬県】群馬県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)群馬県産業支援機構)  
027-226-5665

【埼玉県】埼玉県事業承継ネットワーク事務局  
(さいたま商工会議所)  
048-845-5200

【千葉県】千葉県事業承継ネットワーク事務局  
(千葉商工会議所)  
043-445-8205

【東京都】東京都事業承継ネットワーク事務局  
((一社)東京都中小企業診断士協会)  
03-6228-4084

【神奈川県】神奈川県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)神奈川産業振興センター)  
045-633-5107

【新潟県】新潟県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)にいがた産業創造機構)  
025-250-6034

【富山県】富山県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)富山県新世紀産業機構)  
076-444-5689

【石川県】石川県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)石川県産業創出支援機構)  
076-267-1244

【福井県】福井県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)ふくい産業支援センター)  
0776-67-7422

【山梨県】ブッシュ型事業承継支援高度化事業 山梨県事務局  
((公財)やまなし産業支援機構)  
055-243-1895

【長野県】長野県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)長野県中小企業振興センター)  
026-227-6111

【岐阜県】岐阜県事業承継ネットワーク事務局  
(岐阜県商工会連合会)  
058-274-9723

【静岡県】静岡県ブッシュ型事業承継支援高度化事業事務局  
(静岡商工会議所)054-275-1881  
((公財)静岡県産業振興財団)

【愛知県】愛知県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)あいち産業振興機構)  
052-589-2234

【三重県】三重県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)三重県産業支援センター)  
059-228-3171

【滋賀県】滋賀県事業承継ネットワーク事務局  
(大津商工会議所)  
077-511-1505

【京都府】京都府事業承継ネットワーク事務局  
((公財)京都産業21)  
075-315-8897

【大阪府】大阪府事業承継ネットワーク事務局  
((公財)大阪産業局)  
06-4708-7027

【兵庫県】兵庫県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)ひょうご産業活性化センター)  
078-977-9123

【奈良県】奈良県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)奈良県地域産業振興センター)  
0742-93-8815

【和歌山県】和歌山県事業承継ネットワーク事務局  
(和歌山商工会議所)  
073-499-5221

【鳥取県】鳥取県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)鳥取県産業振興機構)  
0857-20-0400

【島根県】島根県事業承継ネットワーク事務局  
(松江商工会議所)  
0852-33-7481

【岡山県】岡山県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)岡山県産業振興財団)  
086-286-9626

【広島県】広島県事業承継ネットワーク事務局  
(広島商工会議所)  
082-555-9651

【山口県】山口県事業引継ぎ支援センター  
(山口県事業承継ネットワーク事務局)  
((公財)やまぐち産業振興財団)  
083-902-6977

【徳島県】徳島県事業承継ネットワーク事務局  
(徳島商工会議所)  
088-676-3310

【香川県】香川県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)かがわ産業支援財団)  
087-802-7070

【愛媛県】愛媛県事業承継ネットワーク事務局  
((公財)えひめ産業振興財団)  
089-960-1127

【高知県】高知県事業承継ネットワーク事務局  
(高知商工会議所)  
088-855-5183

【福岡県】福岡県事業承継支援ネットワーク事務局  
(福岡商工会議所)  
092-409-0022

【佐賀県】佐賀県事業承継ネットワーク事務局  
(佐賀商工会議所)  
0952-27-7071

【長崎県】長崎県事業承継ネットワーク事務局  
(長崎商工会議所)  
095-801-0353

【熊本県】熊本県事業承継ネットワーク事務局  
(熊本商工会議所)  
096-312-4190

【大分県】大分県事業承継ネットワーク事務局  
(大分県商工会連合会)  
097-535-7230

【宮崎県】宮崎県事業承継ネットワーク事務局  
(宮崎商工会議所)  
0985-72-5151

【鹿児島県】鹿児島県事業承継支援事務局  
((公財)かごしま産業支援センター)  
099-219-8123

【沖縄県】沖縄県事業承継ネットワーク事務局  
(那覇商工会議所)  
098-860-0251

令和元年度補正予算  
ブッシュ型事業承継支援高度化事業  
全国事務局  
(野村證券株式会社)

【事業承継ひろば】  
<https://shoukei.go.jp>

※お問い合わせは2021年3月末まで

# 2020年4月1日より 経営者保証解除に向けた 新しい支援制度 がはじまりました

01 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始

02 経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始

03 一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

01

## 事業承継を支援する「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用

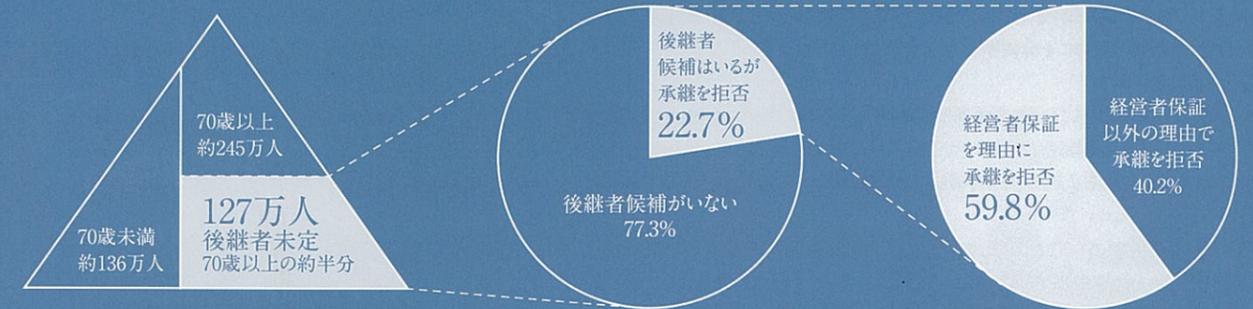
# 事業承継にとって 経営者保証が大きな障害になっています

2025年の中小企業経営者

全体：約381万人(2016年度調査)

後継者未定の理由

なぜ事業承継を拒否しているか



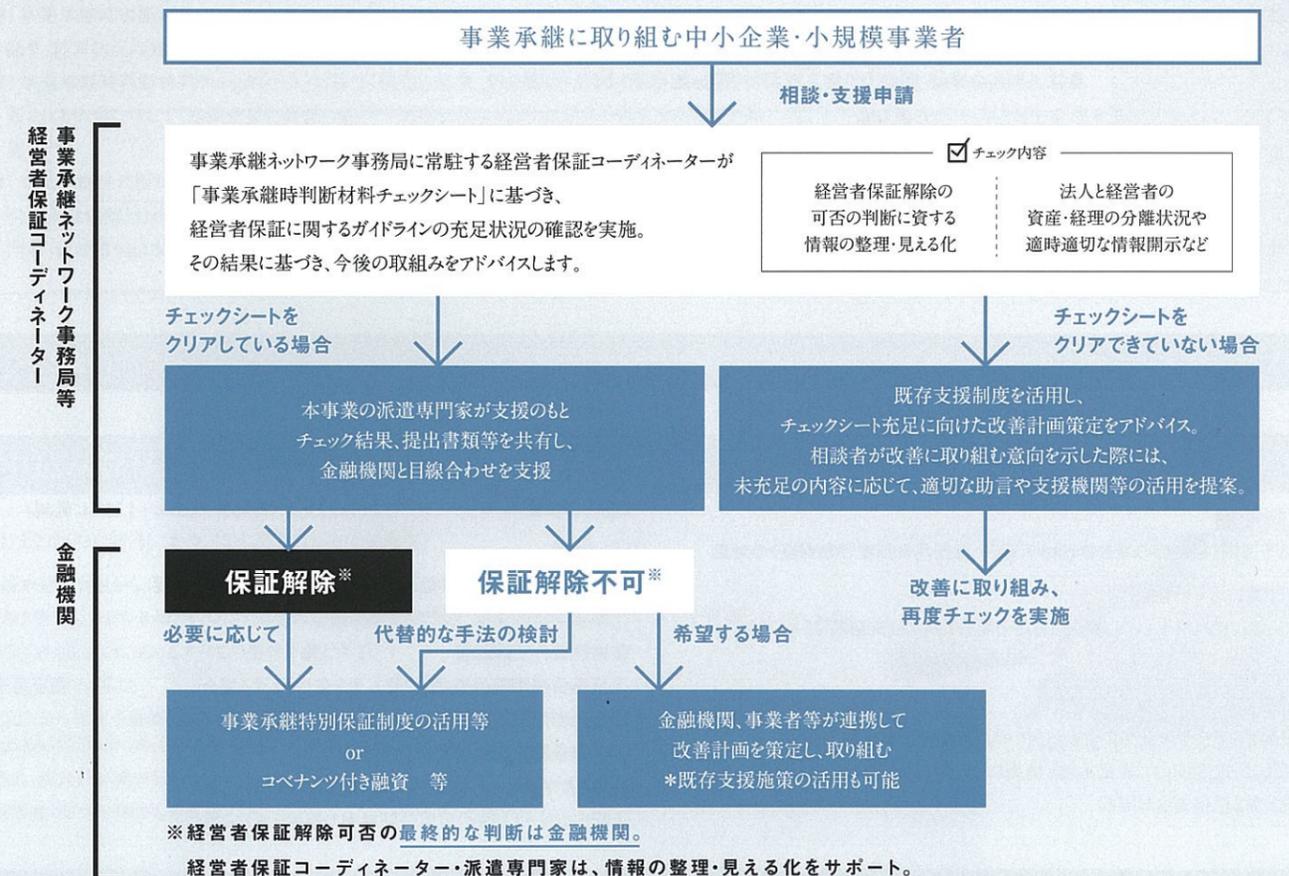
70歳以上の中小企業経営者の約半分である127万人は後継者が未定です。  
 そのうちの22.7%には後継者がいるのに事業承継を拒否しています。  
 さらにその59.8%が事業承継拒否の理由としているのが経営者保証です。  
 もし、このまま廃業が増えると、2025年までに650万人の雇用と  
 22兆円のGDPが失われる可能性があり、国内経済にも大きな影響を与えます。

02

## 経営者保証解除に向けた「経営者保証コーディネーター」による支援制度

経営者保証コーディネーターは、経営者保証ガイドラインの充足状況を確認し、保証解除に向けて、経営者と取引金融機関との目線合わせを行い、支援体制の強化を図ります。

## 経営者保証解除に向けた支援フロー



03

## 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「事業承継特別保証制度」

経営者保証コーディネーターによるチェックシートを充足していることの確認を受けた場合に保証料の軽減を受けることができます。  
 さらに、既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能です。

## 「経営者保証ガイドライン」とは?

中小企業、経営者および金融機関による対応についての中小企業団体、金融機関団体共通の自主的・自律的な準則です。  
次の3つの要件を満たすことで、ガイドラインの適用が可能となります。

- 1 法人と経営者の関係の明確な区分・分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上3つの条件を満たす中小企業が、会社経営を後継者に引き継ぐ際に、経営者保証不要で金融機関から融資を受けられる可能性があります。  
そして、既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

## 1. 特則の位置付け

「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して事業承継の際に求め、期待される具体的な取り扱いを定めたものです。



## 「経営者保証ガイドライン」の特則について

### 2. 対象債権者における対応

- ① 前経営者、後継者との保証契約について  
原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととします。また、例外的に二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が提供されない場合の融資条件等について、前経営者・後継者の双方に十分説明し、理解を得ることとします。
- ② 後継者との保証契約について  
後継者に対し経営者保証を求めることは事業承継の阻害要因になり得ることから、後継者に当然に保証を引き継ぐのではなく、必要な情報開示を得た上で、ガイドライン第4項(2)に則して、改めて保証契約の必要性を検討するとともに、事業承継に与える影響も十分考慮し、慎重に判断することが求められます。
- ③ 前経営者との保証契約について  
前経営者は実質的な経営権・支配権を保有しているといった特別な事情がない限り、いわゆる第三者に該当する可能性があります。令和2年4月1日からの改正民法の施行により、第三者保証の利用が制限されることや、金融機関においては、経営者以外の第三者保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立が求められていることをふまえて、保証契約の適切な見直しを検討することが求められます。

### 3. 主たる債務者及び保証人における対応

主たる債務者及び保証人が経営者保証ガイドライン第4項(1)に掲げる経営状態であることが求められます。特に、この要件が未充足である場合には、後継者の負担を軽減させるために、事業承継に先立ち要件を充足するよう主体的に経営改善に取り組む必要があります。



## 経営者保証コーディネーターの役割

- 事務局に常駐し、本事業遂行の統括的な役割、案件の進捗管理を担います。
- 金融機関、信用保証協会、支援機関等との連携の窓口機能を担います。
- 県内各地での説明会開催などにより、案件の掘り起こしや本スキームを利用しようとする中小企業からの相談受付を担当します。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき、経営者保証ガイドラインの要件の充足状況の確認や、経営状況の見える化を行います。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」に基づく確認の結果、総合欄に×が付き、改善が必要と判断される企業に対して(当該企業の要望に応じて)既存制度を活用した経営の磨き上げ支援を斡旋します。
- 「事業承継時判断材料チェックシート」の全項目が○となった企業が経営者保証解除に向けて、取引先金融機関と目線合わせを行う際に(当該企業の要望に応じて)支援する本事業で登録する専門家(派遣費用は本事業で負担、利用者負担なし)を最大5回まで派遣します。

## さらに、本事業派遣専門家の派遣も行います!

- 経営者保証コーディネーターが、「事業承継時判断材料チェックシート」に基づき確認した後、企業が取引先金融機関と経営者保証解除に向けて目線合わせを行う際に、経営者保証コーディネーターから引き継いだ確認結果(経営者保証コーディネーター確認済みの「事業承継時判断材料チェックシート」及び添付書類(決算書等))を用いて目線合わせをサポートします。
- 目線合わせの結果を事業者経由で聴取し、経営者保証コーディネーターに報告するとともに、事業者、コーディネーターと今後の方針について相談します。

## 事業承継時判断材料チェックシートの主要確認項目

必須書類	説明ポイント
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者であること ※書式は任意
決算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されていること</li> <li>● 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有していないこと</li> <li>● 法人から経営者等への資金流用がないこと</li> <li>● 法人と経営者の間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていないこと</li> <li>● 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できること</li> </ul>
試算表	金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること
資金繰り表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 試算表とともに資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っていること</li> <li>● 資金繰り表より、当面の資金繰りに資金不足が生じていないこと</li> </ul>

## お申込み資格

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していないもの
- (3) 次の①から④までに定めるすべての要件を満たすこと
  - ① 資産超過であること
  - ② EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること  
(注) EBITDA倍率 = (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)
  - ③ 法人・個人の分離がなされていること
  - ④ 返済緩和している借入金がないこと



### お申込み方法

- 与信取引のある金融機関経由のみ

### 保証限度額

- 2億8千万円(組合等の場合は4億8千万円) 責任共有制度(8割保証)の対象

### 保証期間

- 一括返済の場合1年以内 ● 分割返済の場合10年(据置期間は1年以内)

### 対象資金

- 事業資金  
既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能  
(ただし、一定期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)

### 保証料率

- 0.45%~1.90%  
(経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%~1.15%に軽減)

### 添付資料

- 信用保証協会所定の申込み資料のほか、以下の資料が必要
  - ① 事業承継計画書(信用保証協会所定の書式)
  - ② 財務要件等確認書
  - ③ 借換債務等確認書(既往借入金を借り換えする場合)
  - ④ 他行借換依頼書兼確認書
  - ⑤ 事業承継時判断材料チェックシート
(経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%~1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

## 相談申込書

令和 年 月 日

大阪府事業承継ネットワーク  
経営者保証コーディネーター

御中

相談企業

住所

会社名

代表者名

印

(連絡先)

相談保証人

住所・氏名

印

※保証人が複数の場合には保証人全員記載すること

当社及び私は、別紙誓約書に記載された事項を十分に確認したうえで誓約し、当社が事業資金を借り入れるに当たり提供している経営者保証にかかる相談を申し込みます。なお、当社及び私の相談内容が守秘義務により保護されるものであり、本相談の遂行のために、事業承継ネットワーク全国事務局、地域事務局、派遣専門家、経済産業省（各経済産業局等も含む）、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に開示される以外に、私の承諾なく、その他の第三者に開示されないことを理解しました。

以上

-----以下、意向確認に使用-----

事業承継ネットワークに支援を希望する範囲は以下の通り。

(希望する支援業務内容の文頭に○を記載のこと)

	事業承継時判断材料チェックシートの判定のみを希望 (金融機関との目線合わせは、申請者が単独で実施)
	チェックシートの判定+金融機関との目線合わせに派遣専門家の同席を希望 (チェックシートが未充足の場合、磨き上げ支援施策の紹介)

※チェックシート判定後に、経営者保証コーディネーターが改めて意向を確認します。

## 誓約書

当社及び私は、以下の点を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社及び私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

1. 当社は、事業承継を予定している又は実施した中小企業・小規模事業者等です。
2. 当社及び私は、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. 当社及び私は、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて貴事務局の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

以上

# 事業承継時判断材料チェックシート

No.   /  

住所	
企業名	
代表者名	

作成日   /  /  

経営者保証コーディネーター

   印

	必須書類	説明ポイント	経営者保証Co 使用欄	
			個別	総合
①	事業承継計画書	a 事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者である ※書式は任意。信用保証協会が定める事業承継計画書様式も可		
②	決算書	b 税務署に申告した財務情報と同一の情報が金融機関に適切に開示されている (税務署受付印が押印されている、または電子申告の確認資料(受付結果(受信通知)等)が添付されていること)		
		c 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有していない なお、事業資産の所有者が決算書で説明できない場合、所有資産明細書等を添付すること ⇒【追加書類】所有資産明細書等 ◆ 経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているか賃貸借契約書等を添付すること ⇒【追加書類】賃貸借契約証書等(写しでも可)		
		d 法人から経営者等への資金流用(貸付金、未収入金、仮払金等)がない ◆ 貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明するため、契約書類等を添付すること ⇒【追加書類】金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)		
		e 法人と経営者間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えていない 具体的には、①役員報酬や配当、交際費等が法人の規模、収益力に照らして過大ではないこと ②経営者やオーナー一族への資金流出・意図的な資産のシフトはしていないこと		
		f 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と説明できる <参考1> EBITDA有利子負債倍率 [計算式](借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費) 期 倍 期 倍 期 倍 <参考2> フリーキャッシュフローの実績 [計算式] 税引後当期利益+減価償却費 期 千円 期 千円 期 千円 <参考3> 純資産額の実績 期 千円 期 千円 期 千円	/	/
		g 試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている		
③	試算表 (決算後3か月以内の場合には提出不要)	g 金融機関からの求めに応じて財務情報を適時適切に提供できる体制が整っており、継続的に提供する意思があること		
④	資金繰り表	h 試算表と合わせて資金繰り表を提出し、金融機関に財務情報を提供する体制が整っている		
		i 当面の資金繰りに資金不足が生じていないことが、資金繰り表により確認できること		

	任意書類	説明ポイント	経営者保証Co 使用欄
⑤	税理士法第33条の2に基づく添付書面	j 決算書を確認する際の補強材料として使用	
⑥	「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト	k 決算書を確認する際の補強材料として使用	
⑦	事業計画書等	l 事業承継後の事業方針や業績見通しが明確になっているか (ローカルベンチマーク等の財務分析資料を含む)	
⑧	社内管理体制図	m 取締役会の適切な開催や、会計参与の設置、監査体制の確立等による社内管理体制の整備状況を説明できるか	
⑨	監査報告書	n 公認会計士による会計監査、適正意見の確認	

<留意事項> 本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。  
 チェックシートの有効期限は、作成日から3か月以内。  
 信用保証協会の事業承継特別保証を申込する場合は、信用保証協会の受付日が有効期限内である必要があります。

## 事業承継計画書

住 所

法人名

代表者名

印

## 1. 事業承継の概要 ※

被承継者	氏名	年齢	事業承継(予定)日				
	印		年	月	日		
承継者	氏名	年齢	被承継者との関係				
	印						
事業承継理由							
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
株主構成の推移							
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	株主氏名	被承継者との関係	持株数
			株				株
			株				株
			株				株
			株				株
	合計		株		合計		株
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)							

※事業承継済みの場合は、次のとおりご記入ください。

(1)「被承継者」及び「承継者」欄への押印は不要です。(2)「事業承継(予定)日」とは、登記事項証明書における代表者への就任日です。

## 2. 収支計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	(年 月期)					
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

## 3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。

※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

(信用保証協会へは、本計画書の原本を提出してください。)